

国保改革の中での保険者への期待

- 今回の国保改革により財政運営の都道府県単位化と公費拡充が実施され、国保制度は従来に比べて大きく安定化することが期待される。
- 一方、被保険者の年齢構成が高い、医療費水準が高い、所得水準が低い等、国保が抱える構造的な課題については、国保改革施行後も引き続き対応していく必要がある。
- このため、国保制度の持続可能性を高める観点から、都道府県及び市町村が保険者機能を発揮し、より一層の被保険者の健康づくりと医療費適正化を進めることが重要。
- これに際しては、庁内横断的な連携の下で、被保険者の健康づくりや地域づくりなどを進めることも重要。

都道府県国保運営方針の位置付け

- 国保改革に伴い、国保の保険者としての事務は、都道府県と市町村で役割分担をして行うこととなり、都道府県は財政運営の責任主体として安定的な財政運営に責任を持つとともに、県内市町村の国保事業の広域化や効率化を推進する役割も果たすこととなる。
- そこで、改革後は、都道府県と市町村が一体となって、財政運営、資格管理、保険給付、保険料の賦課徴収、保健事業その他の保険者の事務を共通の認識の下で実施するとともに、各市町村が国保事業の広域化や効率化を推進できるよう、都道府県が、国保法第82条の2に基づき、県内の統一的な国民健康保険の運営方針を定める。
- 市町村は、国保法第82条の2に基づき、都道府県国保運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努める。

※1 都道府県は、あらかじめ連携会議において議論を重ね、法に基づき市町村の意見を聴いた上で、都道府県に設置する国保運営協議会での議論、諮問・答申を経て、技術的助言として、地域の実情に応じた国保運営方針を定める。

※2 厚生労働省は、地方と協議をしつつ、技術的助言として国保運営方針の策定ガイドラインを作成し、都道府県へ示している。
(平成28年4月28日)

■ 主な記載事項

〈必須事項〉

- (1) 国保の医療費、財政の見通し
- (2) 市町村の保険料の標準的な算定方法に関する事項
・標準的な保険料の算定方式、市町村規模別の標準的な収納率 等
- (3) 保険料の徴収の適正な実施に関する事項
・複数の自治体による滞納整理事務の共同実施、収納担当職員に対する研修会の共同実施 等
- (4) 保険給付の適正な実施に関する事項
・海外療養費の審査等の専門的な知見を要する事務の共同実施、保険医療機関による大規模な不正請求が発覚した場合における不正利得の回収に関する事項 等

■ 主な記載事項

〈任意項目〉

- (5) 医療費適正化に関する事項
・後発医薬品の使用促進に関する事項、医療費通知の共同実施 等
- (6) 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項
- (7) 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項
- (8) 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等

全都道府県で策定済み(平成30年3月末現在)

都道府県国保運営方針の策定・見直し手順

- 国保運営方針の策定に当たっては、①都道府県・市町村が保険者として目指す方向性について認識を共有すること、②被保険者、療養担当者、公益、被用者保険等の関係者の意見を聴くことが重要であり、策定後も定期的な検証・見直し・改善をしていくことが重要。このため、以下の手順を基本として、地域の実情に応じて策定を行う。

① 市町村等との連携会議の開催

連携会議では、都道府県の関係課室、市町村の国保担当部局等、国保連、その他の関係者による意見交換、意見調整を行う。国保運営方針案の議決を行う場ではない。

② 国保運営方針案を作成、市町村へ意見聴取

都道府県は、連携会議とは別に、当該都道府県内のすべての市町村に対し、国保運営方針案について意見を求めなければならない。（法82条の2第6項）

③ 都道府県の国保運営協議会で審議、諮問・答申

都道府県の国保運営協議会は、地方自治法第138条の4第3項に基づく都道府県の執行機関の附属機関として位置づけられる。

④ 都道府県知事による国保運営方針の決定

国保運営方針は、都道府県の国保運営協議会の答申を判断資料として都道府県知事が決定するが、国保運営協議会の意見は、法的に知事を拘束するものではない。

⑤ 国保運営方針の公表

法第82条の2第7項に基づき、都道府県は遅滞なく公表するよう努めるものとする。公表の方法は、都道府県のホームページや公報による公示などが考えられる。

⑥ 事務の実施状況の検証、国保運営方針の見直し

見直しの手順は①～⑤までと同様。少なくとも3年ごとに検証を行い、必要に応じて見直すことが望ましい。

| 現国保運営方針の対象期間 | 3年間(32年度) | 6年間(35年度) |
|--------------|-----------|-----------|
| 都道府県数 | 37 | 10 |

※対象期間中であっても、必要に応じて見直しを行うこととしている

改革後の国保財政の仕組み

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う (保険給付費等交付金の交付) ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

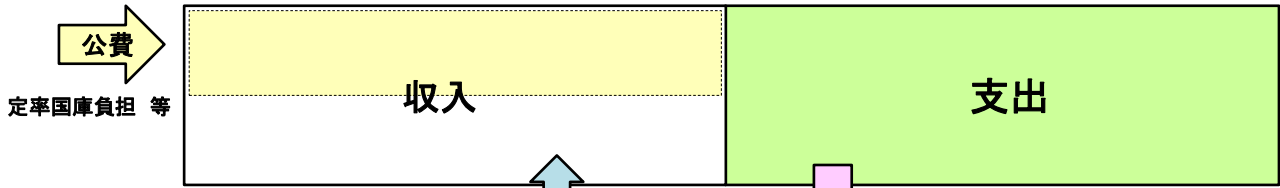
○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮

現行

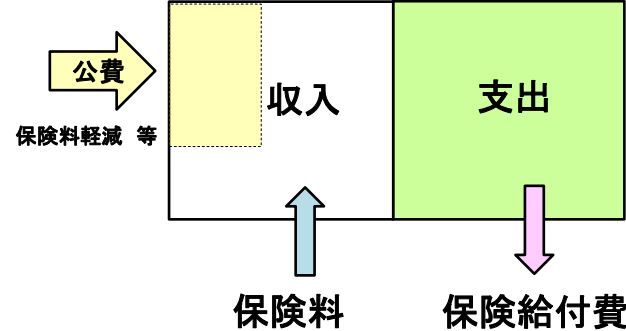
改革後

都道府県の国保特別会計



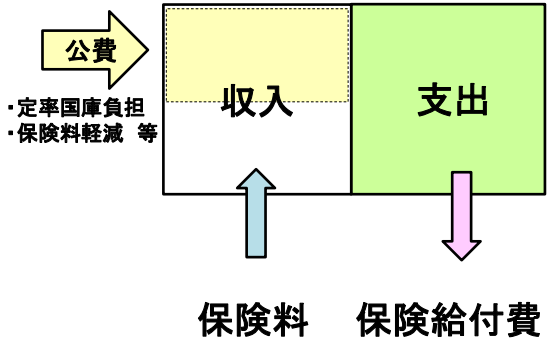
市町村の国保特別会計

A市

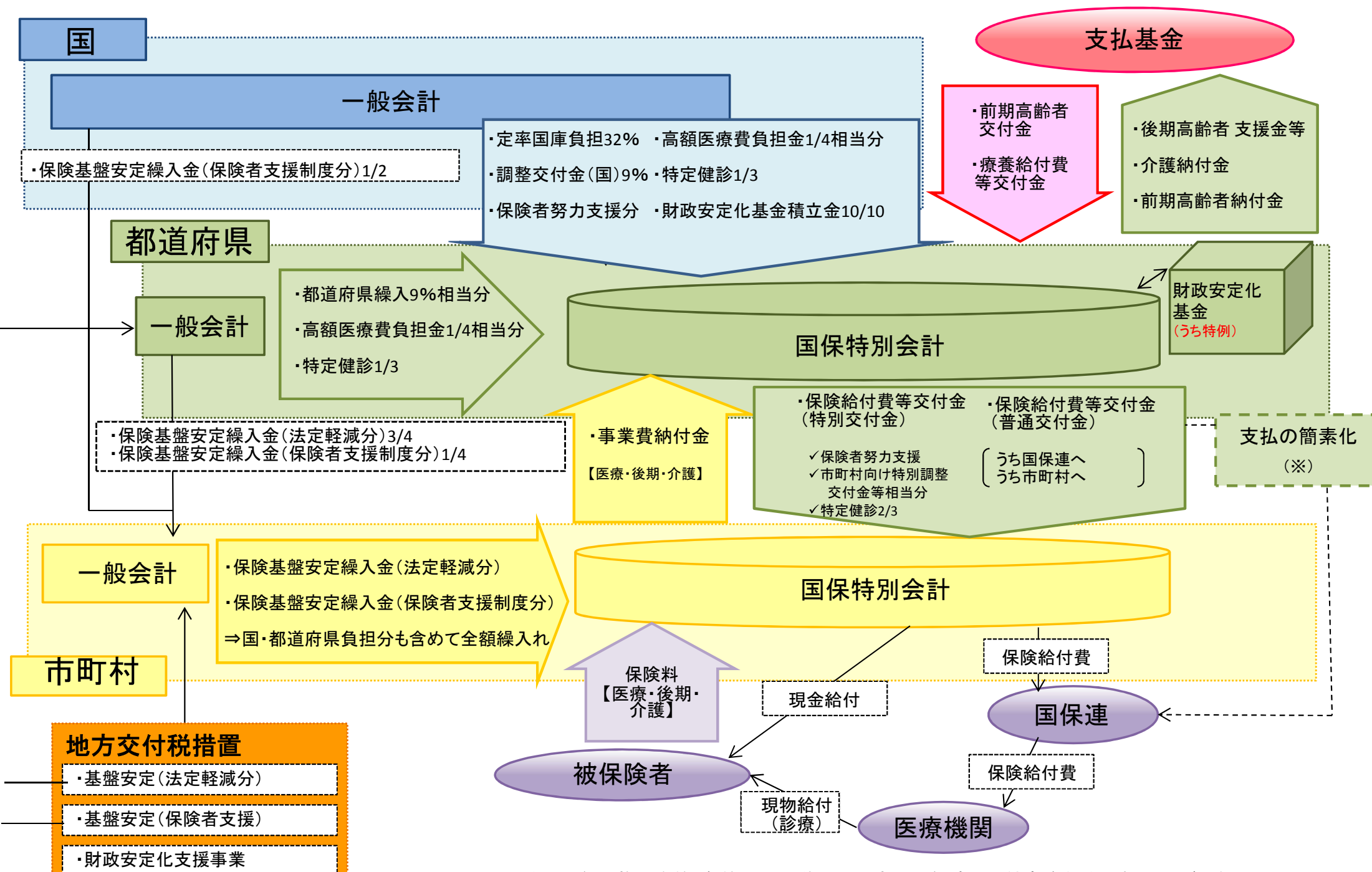


- ① 保険給付に必要な費用を全額、市町村へ交付
- ② 災害等による保険料の減免額等が多額であることや、市町村における保健事業を支援するなど、市町村に特別な事情がある場合に、その事情を考慮して交付

市町村の国保特別会計



都道府県単位化後の国保財政の基本的な枠組み



(※)上記のほか都道府県繰入金等にも措置。

(※)改正国保法施行令第6条第8項で、普通交付金は国保連に収納事務を委託することが可能。

保険給付費等交付金

○ 都道府県は、保険給付費等の円滑な実施を図るとともに、市町村の特別な事情に応じた財政調整を行うため、条例に基づき、市町村に対し、保険給付費等交付金を交付する。保険給付費等交付金の交付は、国保運営方針との整合性を確保。

保険給付費等交付金（都道府県 ⇒ 市町村）

特別交付金

普通交付金（医療給付費等に応じて交付）

① 保険者努力支援交付金（840億円）

② 国・特別調整交付金（1500億円）

保険者努力支援分（160億円）
経営努力分経過措置（140億円）
その他特別な事情（1200億円）

③ 特定健診等補助金（国1/3・県1/3 360億円）

④ 都道府県繰入金（2号分）

特別交付金の財源

○ 普通交付金の費用の範囲は、都道府県条例に規定

医療給付費のほか、

- ① 出産育児諸費、② 葬祭諸費、③ その他給付、④ 審査支払手数料、⑤ 保健事業費、⑥ 保険料・一部負担金減免分、など

○ 都道府県繰入金は給付費の9%分を一般会計から都道府県国保特別会計に繰入るもの。普通交付金の交付に活用される分（1号繰入金）と、市町村の事情に応じた調整等分（2号繰入金）により、構成される。（1号・2号の法令上の区別はない。）

○ 1号繰入金と2号繰入金は相互に流用可能であり、用途の制約を受けず、法令上配分割合も規定されないため、機動的に活用できる。

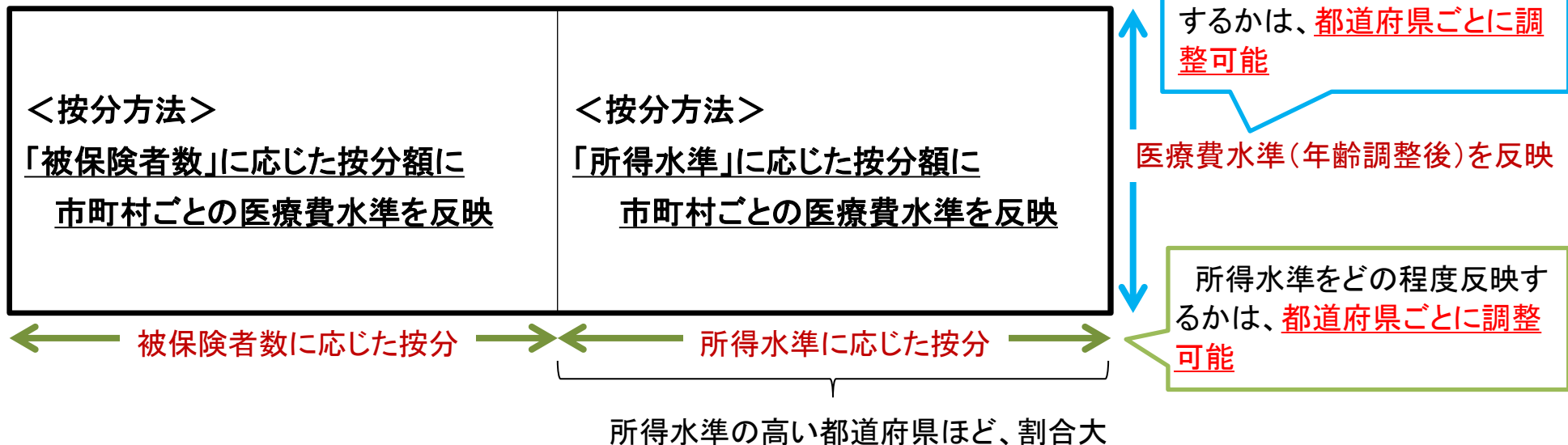
2号繰入金交付メニュー例

- ① 国調整交付金算定省令第6条第1号～第12号、附則第7条の交付額等の補完的な交付
- ② 保険者努力支援制度の補完的な交付
- ③ 国保運営方針に定められた、保険料収納率目標や赤字解消計画の達成など財政健全化や将来の保険料水準の統一化に資する取組に対するインセンティブとしての交付
- ④ 国保運営方針を踏まえ、資格管理や給付、保険料の賦課・徴収等の市町村事務の標準化、効率化、広域化を推進する取組や、システム改修経費等の財政負担に対する交付
- ⑤ 都道府県が策定する健康増進計画、医療計画、介護保険事業支援計画を踏まえた取組に対する交付
- ⑥ 保険財政共同安定化事業及び高額医療費共同事業の廃止等に伴う保険料額の増加抑制

納付金の市町村への配分

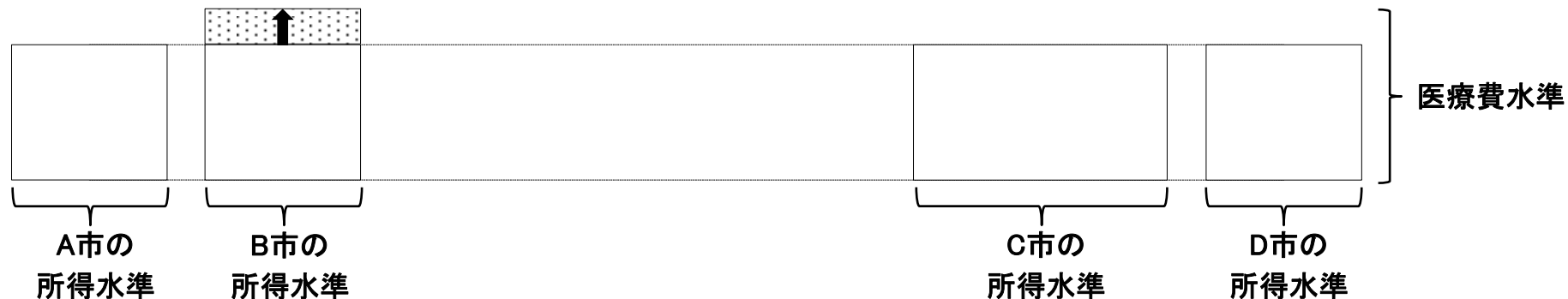
- 都道府県が、都道府県内の保険料収納必要額(医療給付費－公費等による収入額)を市町村ごとの「被保険者数」と「所得水準」で按分し、それぞれに「医療費水準」を反映することにより、市町村ごとの国保事業費納付金の額を決定

<市町村の納付金額>



- 市町村の所得水準が同じ場合、年齢構成の差異の調整後の医療費水準が高いほど納付金の負担が大きくなり、医療費水準に応じた負担となる。

- 年齢調整後の医療費水準が同じ場合、市町村の所得水準が高いほど納付金負担が大きくなり、公平な保険料水準となる。



財政安定化基金の設置

1. 趣旨

- 財政の安定化のため、給付増や保険料収納不足により財源不足となった場合に備え、一般財源からの財政補填等を行う必要がないよう、**都道府県に財政安定化基金を設置し、都道府県及び市町村に対し貸付・交付等を行うことができる体制を確保する。**

2. 事業

- 貸付・・・各年度、市町村の保険料収納不足額に対する貸付。原則3年間で償還(無利子)
- 交付・・・特別な事情が生じた場合、モラルハザードが生じないよう留意しつつ、財源不足額のうち保険料収納不足額×1/2以内を交付

特別な事情に該当する場合 ……災害、景気変動等

3. 基金規模等

- **国費で創設・順次積増し**することとし、平成27年度は200億円、平成28年度は400億円、平成29年度は1,100億円、平成30年度は300億円を措置。**2,000億円**を造成。
- 交付分に対する補填は各都道府県が決定。
 - ※ 国・都道府県※※・市町村（保険料、交付を受けた当該市町村が負担することを基本）で1/3ずつ補填
- 併せて、平成35年度末までの激変緩和措置を可能とするため、**特例基金として300億円を積立。**

※※ 都道府県負担分は地方交付税措置の対象となる（地方財政法第11条の2）

